

令和5年 第3回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和5年3月28日（火） 14時00分～
- 2 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、山之内委員、石橋委員、中村委員、荒木委員
- 4 事務局出席者 井手次長、江田参事、貞松指導主事、上野次長補佐
- 5 会議録署名委員の指名 石橋 琴美 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和5年 第2回定例教育委員会（2/17）
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第4号 佐々町小中学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱の一部改正について
議案第5号 佐々町地域交流センター条例施行規則の一部改正について
議案第6号 佐々町公民館使用料条例施行規則の一部改正について
議案第7号 佐々町文化会館条例施行規則の一部改正について
議案第8号 佐々町体育施設管理規則の一部改正について
議案第9号 佐々町勤労青少年ホーム管理規則の一部改正について
議案第10号 社会教育施設における空調設備運用の指針について
議案第11号 教育委員会の所管に属する機関の人事について
- 9 報告事項
 - (1) 3月議会定例会の報告について
 - (2) 新型コロナウイルスへの対応について
 - (3) 令和5年度主要事業について
 - (4) 令和5年度主要行事について
 - (5) 教職員等の人事異動について
 - (6) 辞令交付式について
 - (7) 標準学力テスト等の結果について
 - (8) 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金審査結果について
 - (9) 鰯節形大珠について
 - (10) 名義後援について
 - (11) 準要保護の認定について
 - (12) 行事関係報告について
 - (13) その他

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただいまから、令和5年第3回定例教育委員会を開催します。
教育長	<p><u>5 会議録署名委員の指名</u></p> <p>本日の会議録署名委員を指名します。石橋 琴美 委員にお願いします。</p>
教育長	<p><u>6 前回の会議録の承認</u></p> <p>前回の「令和5年2回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。
	(「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	<p><u>7 教育長報告事項</u></p> <p>(1) 教育委員会の主な活動 (資料により説明)</p> <p>(2) 町内校長会連絡事項等 【指導事項】</p> <p>○次年度に向かって 2月の校長研修会では、新しい方針をしっかりとということで話をしたところですが、今回の3月校長研修会では、人事関係について、かなり厳しい人事の状況が県下にあるということで、定数確保で精いっぱい、加配がつかないということです。 そういう中で、厳しい校内人事等が考えられるけれど、与えられる条件で校内組織をしっかりと編成してほしいということを言ったところです。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策 全体的に落ち着いているのは間違ひありません。3月13日から脱マスクということ、5月8日からは5類移行ということで、また新たな対応が必要になってくると話をしたところです。</p> <p>卒業式の対応については、基本的に文科省の通知どおりと考えています。卒業生については、入場と卒業証書授与のときはマスクをしない。校長は卒業証書を授与するときは児童に一言ずつ声をかけるためマスクをつける。式辞等についてはマスクを外すという対応をしたところです。</p>

○教員の不祥事について

スポーツ暴力相談、過去最多ということでだんだん暴力を受ける側といいますか、意識も高まってきたと思っています。暴言について、スポーツ指導時に多いということで非常に問題だという話をしたところです。

以前も申しましたが、部活動の在り方等については、子どもの主体性を生かすように変えなければいけないという話をしたところです。

それと、ショッキングだったのが、ひき逃げ中学校教頭逮捕という事案がありました。記事によると49歳の教頭ですから、将来を嘱望される人間だったと思います。人は何か失敗したときに逃げたいとか、なかつたことにしたいとか思います。何で私がと思いますが、やっぱりここでしっかりと立ち止まって、逃げたときにどうなるのか、そのほうが大事になるんだということを考えなければいけないという話をしたところです。

町内の小学生がナフコ付近で車と接触するという事故がありました。ナフコのところの横断歩道を渡っていて、何かの拍子に転んだところに右折した車と接触したという事案です。救急車がすぐ呼ばれたようですが、打ち身ということで、入院の必要もなく即退院ということでした。時々私も気になるのですが、車が曲がるときに死角ができます。まして、子どもがしゃがんでいた状態のときに、運転者の死角に入ったため、ぶつけてしまった、そういう状況だったのかもしれないし、いつ自分が加害者になるか分からないということを教職員を指導してほしいと話をしたところです。

また、元教員、解決金求償へということが記事に載っていました。いろんな事故等については国家賠償法によって自治体が被害者に賠償金を支払います。いわゆる賠償責任を負うこととなっています。しかし、本人の犯罪、非行による部分については本人に求償できるということです。この場合は県が実質的に負担した200万円を元教員に求償するということです。最終的には当然個人の犯罪として求償されるということを教えておいてほしいと話をしたところです。

これもちょっと驚いた事件で、事務職員が校長や教頭にパワハラという事案です。職場の中にも威圧的な人は一定の割合でおられると思います。パワハラというのは一般的に「上司から部下」といますが、そうではない場合もあるということです。「部下から上司」というのもあるということについて、十分先生方にも理解させておかなければいけないと話をしたところです。

○重大いじめ事案

文科省から犯罪に相当するような事案については、警察と連携を取るようにということで通知が来ておりました。犯罪性がある事案については、学校だけで解決しようとするほうがきついだろうから、犯罪性がある場合は、遠慮することなく、警察と連携をするようにという話をしたところです。

【気になっていること】

○県立高校の魅力アップ

少子化や学校の統廃合が進む中、県立高校の存続に向け、その魅力をアップさせ

ようとする動きが出てきているようです。

○学校再編

佐世保市が具体的に学校再編に動き出していくということです。旧北松地区が学校が挙がっており、やはり過疎化が進んでいくというのは確かなのだろうと思っています。

○給食費の無償化

新聞記事に「自治体任せ 地域で格差」と書いてあって、小中学校の給食費を無償化した自治体の一覧表が掲載されていました。これは無償化と言いながら、コロナ対策、物価高対策の臨時交付金を活用してその年度の給食費を無償化した自治体も含まれているようです。そういう動きもあるということは理解しておく必要があるだろうと思っています。

○不審者侵入へ対応

埼玉県の戸田市です。刃物を持った高校生が侵入して、それを60歳の男性教諭が止めたというような事案です。

学校は、入ろうと思って入れないことはありません。今、佐々小に4基、口石小に5基、佐々中に4基の防犯カメラをつけています。しかし、防犯カメラの監視をずっと先生方がするかというと、そうではありません。校長室に1つと、職員室に1つモニターを置いてはいるのですが、これをずっと見ているというのは、どだい無理で、抑止効果のほうが防犯カメラは高いだろうと思っています。こういう事件が起きましたので、もう一度不審者対策について確認を、見回りの強化であるとか、さすまたの使い方であるとか、緊急連絡の仕方であるとか、そういうことを確認してほしいと話をしたところです。

○小中高の自殺 最多512人

小中高の自殺が1980年以降最多ということで、学業不振や進路悩みというのが一番多かったということが新聞記事に載っていました。子どもが発作的というか、そういうこともあり得るということについては、十分考えておかなければいけないだろうと話をしたところです。

○爆破予告

3月7日に「公共施設と教育施設に爆弾を複数仕掛けた」という内容のファクスが役場に流れました。全国的に当該内容が送られてくるという事案があります。

警察には当然届け出ていますし、警察もパトロールを強化すると言っています。全国ですから。とにかく校内の見回りをして、不審物がないかどうか確認をするようにと話をしたところです。非常に腹立たしいことであり、娯楽犯なのか何か分かりませんが、そういう事案が起こっているということをご報告しておきます。

私からは以上です。何かご質問等ございますでしょうか。

教育委員	<p>シロウオ祭りも開催させていただいて、ジョギングフェスティバルもありがとうございました。本当に人が多くて、役場駐車場のスペースが使えないということで大丈夫かなと思ってたんですけど、さっき教育長が言われたように、大きな事故もなくということで、前の日に職員で一生懸命、駐車場を整備されていたのを見て、ああ、やっぱりそういうのが効いたんだなと思います。</p> <p>すごくよかったです。うちの中央部会の副部会長も消防副団長なので、どうしても消防訓練に行かなければならぬこともあります。もう少し遅めの調整ができれば、来年はもっとできるかなと思いました。しかしながら、シロウオ祭りは盛大でお客さんもとても多くて、売り物がすべて時間前に完売しました。あんなことってあるんだな、よかったです。</p>
教育長	<p>消防訓練のことは、総務課と話をしたのですが、あの時期にやらなければいけないそうです。だから、どうしてもそうならざるを得ないということで、大分離れた山手の方で行っていただいたという配慮がありました。申し訳ないけれどと言わっていました。</p> <p>ジョギングフェスティバルはシロウオ祭りとも当初から連携しながらやろうという気持ちでありますから、案内のリーフレットにも載せて、お互いプラスになればということです。トラブルとしては、マックスバリュの屋上に止めた人が開店前に降りて来て、降りてきたところでドアが開いてなかったというようなことがあったということです。もう少し早めにガードマンを入れる必要があるでしょうけれど、外階段を下りれば何でもなかったんです。状況としては、千本グラウンドが70台ぐらい、それからサンビレッジが70台ぐらいでした。ただ、ジョギングが終わってから、マックスバリュ前の道路が結構渋滞して動かなくなりました。しかし、この渋滞の解消は非常に難しいという気はしています。課題ではあるけれど、抜け道がないから難しい。1時間もせずに解消したようでした。以上です。</p> <p>他ございませんでしょうか。</p>
教育委員	今の件に関して一つ、実際、消防団と教育委員会で連携は取れていたんですか。消防訓練と重なったということですね。実際に連携は取れていたんですか。
教育長	特に具体的連携はとれていません。駐車場とかシャトルバスの運行だとかについて、シロウオ祭りとは取れています。
教育委員	消防団とは直接は情報がなかったということですか。
教育長	もうそこしかないということで、以前からです。
教育委員	もう一つ、最後の爆破予告ですか、このときの実際の学校の対応はどうされたのですか。

教育長	この爆破予告は学校だけではなく、全国に送られているので、これだけの情報では下校とかはできないので、不審物がないかどうかというのを見て回る、特にごみ箱とか、目立たないところにあるかどうかだとか、手分けして見て回る。その結果、特にありませんという報告がありました。そういう対応でした。社会教育施設も役場も含めて全部そのような対応です。
教育委員	爆破予告の時間帯では学校の状況はどうだったのでしょうか。
教育長	午後3時34分から午後8時10分の予告でしたから、ぎりぎり学校の教育活動にかかります。
教育委員	難しいですね。分かりました。
教育長	特定の場所であればまた違った対応になると思います。
教育委員	分かりました。ありがとうございます。
教育長	よろしゅうございましょうか。
教育委員	(「なし。」の声あり)
事務局	<p>8 案件</p> <p>議案第4号 佐々町小中学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>内容につきましては、改正前が、今まで上限14%ということで補助をしておりましたが、今回、18%ということで改正を行いたいと思っております。</p> <p>また、改正前のこの要綱の失効ということで、令和5年3月31日限り効力を失うとしておりましたが、今回、新年度予算がつきましたので、改正後、令和6年3月31日に限りこの効力を失うということで改正を行っているところです。</p> <p>附則につきましては、告示の日から施行するということで、改正後の規定につきましては、令和5年4月1日以降から行うことで、今回、議案に上げているところでございます。以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
教育長	よろしいでしょうか。来年度も引き続き給食費補助をするということです。18%と14%というのは、昨年度の帝国データバンクの物価上昇の予想が14%でした。来年度についてですけれど、帝国データバンクが18%という数字を出してきましたので、根拠としてその18%を取ったということです。これは予想ですから、ひょっとしてまた調整が必要になるかもしれません。結果的に来年度までは給食費は値上がりを抑えるということでやっていこうと思っています。

	<p>この件についてご質問等ないでしょうか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり)</p>
事務局	<p>議案第5号 佐々町地域交流センター条例施行規則の一部改正について それでは、資料のほうをよろしくお願ひいたします。</p> <p>今年度、地域交流センターの1階の多目的室に空調設備を設置をしております。それに伴いまして、町内の中学生以下の団体等が施設を利用する際の冷暖房使用料につきまして減免できるように、規則の改正を行うものでございます。</p> <p>第6条の使用料の減免についてですけれども、施設を利用する際の減免について規定したものでございまして、この規則の使用料は、施設使用料、冷暖房使用料、備品使用料のことですけども、今回、子どもたちが活動する場合の冷暖房使用料を免除するため改正をさせていただくものでございます。</p> <p>同条第1項第1号において、現行は「町以外の公の機関、団体が主催する会議、その他の行事に利用するとき」という文言をしておりますけども、改正後は「町以外の公の機関、団体が主催する行事等のために利用するとき」ということで表現を変えまして、行事等のためという文言に集約をさせていただいております。</p> <p>同条第1項第2号について、現行は「使用料の免除」と記載しておりますけども、改正後は「使用料のうち」という内容に改正をしております。</p> <p>その続き、使用料の免除、現行は「次のいずれかに該当するものについて、施設使用料及び備品使用料（冷暖房使用料を除く）を免除するものとする」としておりましたけども、改正後は「施設使用料及び冷暖房使用料並びに備品使用料を免除するものとする」と改正をさせていただいております。</p> <p>なお、この規則につきましては、令和5年4月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
教育長	<p>何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり)</p>
事務局	<p>議案第6号 佐々町文化会館条例施行規則の一部改正について この規則につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第1項に規定する不当な差別的な取扱いに該当する可能性が高い表現をしていましたので、規則の改正を行うものでございます。</p> <p>第10条で、「入館の拒否等」の条文になりますけども、現行「感染症にかかり、又は精神に異常があると認められる者」との記載がありますけども、この条文を削除した改正となりまして、令和5年4月1日から施行することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
教育長	<p>ご質問等ございませんでしょうか。</p>

教育委員	今の改正後の「他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑をかけるおそれのある物品、動物等を携行する者」、この「迷惑をかけるおそれのある物品」という判断は誰がするのですか。迷惑をかける物品というのは人それぞれ違うと思うのですが。
事務局	誰が判断するかというところになりますけれど、まず文化会館については、管理人を雇っておりまして、そこで判断するしかないと思っておるのが一つです。このどういった物品が危険を及ぼすのかというところについては、言い方はどうなのか分からないですけど、社会通念上、例えば刃物を持ってきていたりとか、何か木刀を持ってきていたりとかという、そういったところで判断していくしかないのかなと思っております。以上です。
教育長	よろしいでしょうか。
	(「異議なし。」の声あり)
教育長	感染症等については、同条中の「その他管理上支障があると認められる者」あたりで包括的に捉えようかと思っています。
事務局	<p>議案第7号 佐々町体育施設管理規則の一部改正について 佐々町体育施設管理規則の一部を改正する規則ということで上げさせていただいておりますけども、こちらの分につきましても、先ほど文化会館の規則の改正を行った内容と同じ内容になってございます。</p> <p>第10条中の「入場の制限」ということで、「精神病の疾患のある者又は精神異常と認められる者」という記載がございますけども、この文面の削除という改正となります。こちらにつきましても、令和5年4月1日から施行することとしております。説明としては以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
教育長	この件について、ご質問等あられますでしょうか。はい。
教育委員	この件もその前の感染症の件も、精神病の患者とか、そのような人権的なものを考慮したことと捉えていいでしょうか。
事務局	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第1項の規定に、「不当な差別的取扱い」という文言に、この精神病という文言が該当する可能性が高いという指摘が法令関係を扱っている会社等からの話もございまして、全国的にこの文言が削除されているという動きもございまして、本町もそれに倣いまして、今回この文を削除させていただきたいということで、規則の改正をさせていただければと思っております。以上です。
教育委員	酌酌してということになると、酔っ払っても駄目なのかなとか、そういうことなんだなと思って、そこでそれぐらい変えないといけないという、大変だなというの

	<p>があつて、いろいろその辺のところも含めて分かりました。</p>
教育長	<p>ほかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり)</p>
事務局	<p>議案第8号 佐々町勤労青少年ホーム管理規則の一部改正について こちらにつきましても、第10条の「入館の制限」の「精神に異状があると認められる者」という文言が、先ほどの法律に抵触する可能性が高いというようなことがございましたので、この条文につきまして削除をするという内容の改正でさせていただきたいと考えております。令和5年4月1日からの施行と考えております。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
教育長	<p>今、事務局から説明がありましたが、何かご質問ございませんか。はい。</p>
教育委員	<p>これも、先ほどと同じ内容で、これは管理人の判断になると思うのですが、管理人がどのように判断して入館を認めないのか、どのような理由で入館できなかつたというのは条文に挙げないと、後々いろいろ問題が出てくるのではないかと思います。判断基準が一つにならないようにです。</p>
事務局	<p>確かに1人の判断でそのまま流してしまうと、大変なことになるということもございますので、事務局の中で情報を共有しながらとは思いますが、どの辺りまで報告をしていくかの程度もありますので、再度事務局内でも整理させていただきたいとい思っております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>(「異議なし。」の声あり)</p>
事務局	<p>議案第9号 社会教育施設における空調設備運用の指針について 先ほどの交流センターの空調設備等の整備を踏まえまして、指針という形で策定をさせていただいております。 まず本指針についてということで、本町では、地域防災の拠点、避難所になる地域交流センターの多目的室1に空調設備を今年2月に設置をしている旨の記載をさせていただいております。 多目的室1は、主に子どもたちの諸活動の場として活用されており、快適な環境でその活動が行えるようにすることも大切ですが、しかし、空調設備の稼働には大量の電気エネルギーを要します。電気料の節約も大切です。本指針は、令和5年度から町内の中学生以下の者で構成する団体の社会教育施設での空調使用料を免除することを踏まえて、町内の中学生以下の者で構成する団体が適正に空調設備を稼働するために運用基準を示すものですとしております。 なお、今後の実情や実績を見て、本指針を見直す場合もありますとさせていただいております。</p>

(2) 番の環境負荷低減及び電気料の節約につきましては、空調設備を使用しますと、環境に負荷を与えてしまうということと電気代を節約する必要がありますということをお示しをしているところです。

次に、夏場の夏期の冷房の稼働についてお示しをさせていただいております。

まず、冷房の設定温度につきましては28度とさせていただいておりますけども、熱中症はWBGT 21度、気温の目安が24度以上で発生する可能性がありますということで、このWBGTが何なのかというところなんですかけれども、こちらが暑さ指数という指標になっておりまして、熱中症を予防することを目的とした指標ということになっております。このWBGTが25度以上、気温の目安としましては28度以上では熱中症の危険が増すという指摘がされているところでございます。

そうしたことを踏まえまして、活動の内容によっても、その危険性は異なりますので、一律にこの設定温度を28度としていても、気象等の条件とかによりまして危険性が出てくることも考えられるということで、状況に合わせながら指導者等が当日の状態によって適切に判断をしてくださいということで明記をしております。

また、子どもの体調によりましても熱中症の危険性は異なりますので、体調不良の場合は活動させないことやWBGT 31度、気温の目安が35度以上の場合は活動の中止も考慮してくださいとしております。

次に、冷房の稼働の期間についてお示しをしております。おおむね7月上旬から9月下旬までを基本といたしまして状況にもよりますけども、稼働期間を調整しながら稼働をしていただく、期間内であっても不要な稼働は避けてくださいということで、できるだけ節電に努めてくださいと示しております。

3番目に、冷房の稼働時間についてですけども、大会等の場合を除いて、2時間を基本ということでお願いをしております。あと状況や活動の内容によりましては、適切に電源の入り切りを行ってください、電気料の節約に努めてくださいとしております。

4番目としまして、換気につきましては、環境の保持や感染症予防のために適切な換気に努めてください。また、掃除等でほこりが浮遊する場合もございますので、そのときは空調設備を止めてください、窓を開けて換気を行っていただきたいと考えております。

5番目としまして、窓側のカーテン類の活用ということで、状況によってはカーテン類を活用して冷暖房の効果が高いような稼働に努めてくださいとしております。

次に、冬期、冬場の空調設備（暖房）の稼働についてお示しをしているところでございます。

まず、設定温度につきましては、18度としております。活動の内容等によっては、体を動かす活動と動かさない活動と、いろいろ状況がありますけども、状況によって体感温度等も違ってくるかと思いますので、18度の設定では寒いこともあるかと思います。その場合は、指導者が活動に支障がない範囲で、適切に調整をしてくださいとしております。こちらもあくまでも活動する子どもたちのための暖房ということで、観覧者等は暖かい服装をするなどの防寒対策を行ってくださいとしております。

	<p>それから、冬場は室内のほうが乾燥しやすいので、空調設備の稼働時には水を張ったバケツ等を部屋の隅に設置するなどの工夫を行ってくださいとしております。</p> <p>2番目としまして、稼働期間につきましては、おおむね12月上旬から2月下旬までを基本と設定をさせていただきまして、状況に合わせて稼働期間の調整もしながら、適切に稼働してくださいということでお示しをしております。</p> <p>3番目としまして、暖房の稼働時間につきましては、こちらも夏場と同じで、大会等を除きまして、2時間を基本と考えております。</p> <p>それから窓側のカーテン類の活用についても、冷房のときと同じような形で、有効に、効率的に活用をしてくださいということでお示しをしております。</p> <p>次に、こちらが空調設備の操作についてお示しをしておりますけども、稼働開始から稼働終了につきまして、リモコンがございますので、適切に電源の入り切りを行っていただく。指導者等が子どもたちに操作させるのではなくて、指導者等が運転管理をしっかりと行っていただいて、温度設定、風量、風向調節、運転停止などを行ってくださいと示しております。</p> <p>また、稼働終了の確認についてですけども、誰もいない部屋での稼働はしないようにということと退室のときには必ず電源をオフにするということで明記をしております。</p> <p>最後ですけれども、空調設備の円滑な利用についてということで、空調設備の故障については、その復旧までに時間がかかることがありますので、その間は良好な活動環境を維持することができません。また、空調設備は貴重な税金で設置されたものですということで、自らの活動環境を維持するためにも大切に使うように児童生徒への指導をしっかりと徹底してください。破壊行為に対しては、本人または保護者に修理費を請求する場合もありますということを明記をさせていただいております。</p> <p>参考として、先ほども申し上げましたWBT、熱中症の指数の表を指針に添付しております、28度以上が厳重警戒、25度以上で警戒、21度以上で注意となっております。</p> <p>それから、別枠で、この2枚つづりの分も資料をお付けしているかと思いますけども、こちらの資料につきましては、社会教育施設の利用者の方に向けた指針ということで、空調設備を利用される際の稼働期間や設定温度同じような形で、先ほどの中学生以下とかの子どもたちが使う場合の内容と同じような内容で、活動期間や温度設定等の内容をこちらに記載をしているところでございます。</p> <p>このような内容で、利用される方につきましても周知をしていきたいと考えております。以上で説明は終わります。よろしくお願いします。</p>
教育委員	交流センターにおける利用者の活動内容を教えてください。
事務局	現在、スポーツ少年団の活動が平日は、ほぼ毎日、空手、テコンドー、あとは佐々中学校の部活で剣道であったりとか、そういういた団体が活用されておりまして、前々からちょっと指摘があったところもあるんですけども、夏場の熱中症対策というところが一番心配されるところなのかなというところもございまして、今回そ

	いった設置をさせていただいたという経緯がございますけども、今申し上げました団体がかなり活用されているという実績でございます。
教育委員	多分運動が多いと思うんですけど、運動なので、冬場の暖房は特に問題ないかなと思うんですけど、夏場、熱中症の問題が出てきて、ここに書いてある7月上旬から9月下旬までは基本だと思うんですけど、できるだけ柔軟な利用を、できるだけ使ってくださいのような対応にできればしていただきたいと、これが捉え方によつて、できるだけ使わないようにお願いしますじゃなくて、どんどん使ってくださいという形のほうが熱中症対策ではいいと思います。
事務局	今、委員さんご指摘がありましたとおり、この多目的室には熱中症計の設置をさせてもらいたいでいますので、それを見ながら、あとは状況とかにもよりますけども、柔軟な対応で運用できればと考えております。
教育委員	ぜひお願いします。
教育長	補足で、梅雨どきの多湿なときや季節外れの高温や多湿等で、子どもの健康保持や活動環境維持のため必要と判断する場合は適切に稼働してくださいとしています。基準を決めるというのは非常に難しくて、特に客観的に28度を守れば大丈夫というのであれば、それはしっかりと基準になるのですけれど、湿度によっても変わることであれば、その辺りは適時判断という道は残しておきたいと思います。両方の兼ね合いだと思います。電気代節約と、それから健康活動環境という両方のこととて思っています。だから、7月上旬までは使用できないということではないということです。よろしゅうございましょうか。
教育委員	W B G Tについて、これはこの測定機器もあったりするものなのかというのを教えてください。
事務局	一応この分については、先ほども申し上げました熱中症計というのがこの指標と合致する形になっていますので、それを見ながら判断していただくようなことで考えております。以上です。
教育委員	W B G Tと湿球温度と乾球温度と、これが全てが一列になってはいるけれど、それが絡み合うこともあると、そのときは指導者が判断をしてくださいという、そういう対応の仕方というふうに捉えてよろしいでしょうか。分かりました。非常に剣道とか、空手、テコンドーにしても、すごい盛んにやられているので、体のほうをいたわっていただければと思うので、よろしくお願ひします。
教育長	ちなみに、W B G Tは、温度、湿度、それから輻射熱、この辺りで決められた基準の数値です。

教育委員	ただ、ご指摘のとおり、剣道とほかの競技、着込んだ競技とか、それだけではちょっとうまくいかないところがあると思うんですね。適切な判断という辺りでいかないと、完全な指標というのは難しいですね。
教育委員	すみません。利用される方がW B G Tを見て空調設備は自由に入れたり切ったりされるという考えでよかったです。
事務局	一応あくまでもそれを目安という形で、先ほど教育長からも話がありましたとおり、そのときの使用環境であったり、薄着の競技もあれば、剣道みたいに面をかぶっていれば、物すごく暑かったりとかということもあるかと思いますので、そこは柔軟な形での対応をできればと思っております。
教育委員	はい、分かりました。
教育長	よろしゅうございましょうか。
	(「異議なし。」の声あり)
教育長	議案第10号 教育委員会所管に属する機関の人事について (人事案件のため非公開)
教育長	<p>9 報告事項</p> <p>(1)3月議会定例会の報告について (口頭により説明)</p>
教育委員	給食費の無償化について、毎回議員の方が提案されて、ありがたい限りなんですけど、毎回財源がないという回答ですが、今までの質問の内容で、財源のどの部分を見直してやれば給食費に充てられるのではないかという提案はないんですか。
事務局	議員の方がおっしゃっているのは、どの事業を削減してということはおっしゃっていなくて、町の最終的な予算があって、例えば1億の予算があって、実際事業を執行したのが8,000万で、2,000万の執行残が出たとすると、その残った部分を次年度の予算の財源として充てていくんですけど、この残った2,000万円を給食費の財源に充てれないかというようなご質問の仕方をされております。
教育長	いわゆる固定費になるから、何かを削ってといつたら、何かがなくなるということです。事業費だったら、単年度でわってしまうけれど、福祉の何かを削るとか、何かということになると非常に厳しいだろうと思います。削るのは非常に難しいです。
	よろしゅうございましょうか、ほかご質問はよろしいでしょうか。

	(「なし。」の声あり)
教育長	(2)新型コロナウイルスへの対応について (資料により説明)
教育長	(3)令和5年度主要事業について (資料により説明)
教育委員	車いす用階段昇降車ですが、これは現在不自由なお子さんがおられるということでの対応ということでおいいでしょか。
事務局	ご質問のとおり、肢体不自由の児童の方がいらっしゃいますので、それに対応したものとなっております。
教育委員	もうひとつ、施設貸出システム改修業務ですが、これは前からずっと懸念していて、今はインターネットで取れるようになっているものなのか、その辺のことも含めた改修なのか、多分そうではないのかなとは思うのですが、その辺も見越して教えていただければと思います。
事務局	施設貸出のインターネット予約の分につきましては、今年度に構築をして、今現在、その準備に向けて事務を進めているところではございますけども、予定としては秋ぐらいからの実質稼動になろうかと思っております。 なお、今回の改修は、令和5年の10月1日からインボイス制度が開始されることに伴うシステム改修分ということで業務委託料として計上しております。
事務局	(4)令和5年度主要行事について (資料により説明)
教育委員	今回、シロウオ祭りと消防訓練が同日に行われましたが、今後イベントがかぶらないように、ぜひお願いしたいと思います。結局イベントをやる人って、一緒の人がすることが多いですから、そうなったときに、この前に行われたシロウオ祭りもやりたくて、どっちも出たいという人が、やっぱりいるわけです。消防訓練にも行かなければならない。でも、シロウオ祭りもしないといけない。体を2つに分けるわけにいかないものですから、開催日を1週ずらすとか上手にしていただければと思います。よろしくお願いします。
事務局	(5)教職員等の人事異動について (資料により説明)
事務局	(6)辞令交付式について

	(資料により説明)
事務局	(7)標準学力テスト等の結果について (資料により説明)
教育委員	ちょうど、ある校長先生の「校風」という記事に、英語と数学が研究授業をしたことが書かれていて、数学はそうなんだなと思いながら、今、ある先生の話を聞きながら思ったんですけど、英語も何か取り組まれているんだなということは見せてもらいました。ここでいうと、何かそのタブレットを使って楽しかったと書かれてありました。小学校の学校見学へ行くと、とても楽しそうにやっている風景を見て、そのとおりなんだなと思いましたので、またその辺りを期待したいと思います。感想です。
教育委員	私もすみません、感想になるかもしれないんですけど、英語については、自分の子どもがちょうど中学1年生なんんですけど、やっぱり急に難しくなっているような感じを受けるみたいで、最初に苦手意識を持つてしまって、それがずっと尾を引いてしまっているのかなという感じがしました。
事務局	小学校の英語というのは、文法的なところじゃなくて、活動的なものを通してコミュニケーション力をつけるということを第一に、楽しくやるということが第一なのですが、中学校になると、やはりどうしても知識的なものが入ってきて難しくなるということなんですが、その辺を滑らかに移行するようなその移行の仕方を今、研究をしているところです。
	県下全域、長崎県の英語科の課題としても、それが一番の課題なんです。そこを滑らかに移行していくような、英語教育推進会議っていうのがあって、私、毎回出るんですけども。それで各学校に伝達をしています。とにかく子どもたちが英語嫌いにならないようにしていこうというのを、県下全域でやっています。それに準じて、佐々町もやっていこうと今、画策しているところです。以上です。
教育委員	今のことに関して、私なりの意見なんんですけど。今の現状を踏まえると、文法が邪魔になっているという形だと思いますので、ある程度、文法を捨てて、話すことを重点的に進めていったほうが、卒業してもそれが糧になるんじゃないかなと思います。
事務局	先ほど言ったように、中学校のほうも文法だけではなくて、やはり話すことを中心に行、やっています。この前の中学校の授業を見られたと思うんですけども、少しずつ授業が変わっていると思います。

昔我々が受けた英語の授業というのは、もう古いということで、はっきり言われていますので。そうじゃなくて、子どもとのコミュニケーションを通して、小学校の英語にもう少し輪をかけた、高度なコミュニケーション力を持つ英語授業を推進していくというふうに、今、変わりつつありますので、佐々町も変わっていくは

	です。そう期待しております。
事務局	(8)佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金審査結果について (資料により説明)
事務局	(9)鰯節形大珠について (口頭により説明)
教育委員	(10)名義後援について 申請がないため取下げ
事務局	(11)準要保護の認定について 令和5年度4月認定分63件分について報告
教育委員	(12)行事関係報告について (資料により説明)
事務局	(13)その他 タブレットの破損対応について保険の周知が必要なのではないかとの意見があった。また、学校給食において、今後、牛乳のストロー無しでの対応を今後行っていく旨の報告を行った。
	(16時31分 閉会)
	上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。
	令和5年3月28日
教育長	黒川 雅寿
委員	石橋 琴美